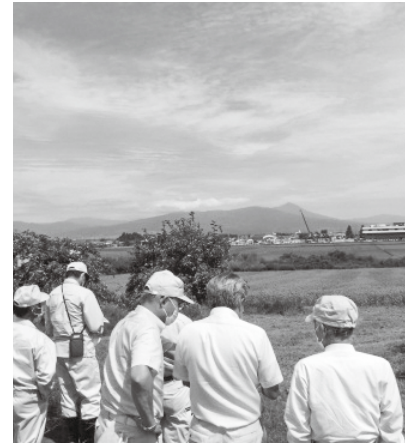


農地パトロールを実施しました

農業委員会では、農地の適正な利用がされているか、毎年パトロールを実施しています。主に①農地利用の確認 ②耕作放棄地（遊休農地）の実態把握 ③違反転用の発生防止・早期発見を目的とし、農業委員・農地利用最適化推進委員および事務局職員で実施しました。農地所有者の方は農地を荒らさないよう、日頃から適切な管理をお願いします。

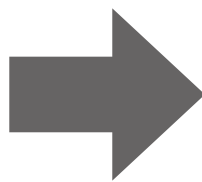


耕作放棄地解消プロジェクト



耕作放棄地解消による優良農地の確保のため、農業委員、農地利用最適化推進委員自らが農機具などを持ち寄り、農地の再生作業を実践しました。不在地主や自ら再生することが困難な農地で、農地中間管理機構を通じて集積が見込める農地を選定し実施しました。今後、この農地は農地中間管理事業で利用権設定をし、新たな耕作者につなげる予定です。

農地は地域の大切な財産です。荒廃する前に農地の貸し借りなどについて、農業委員会事務局、各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。



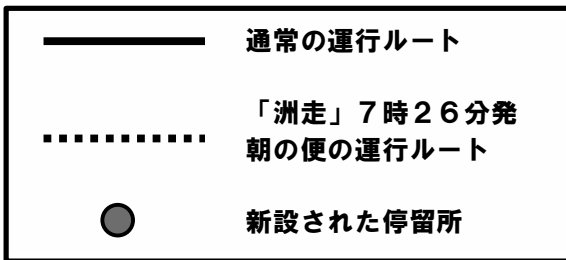
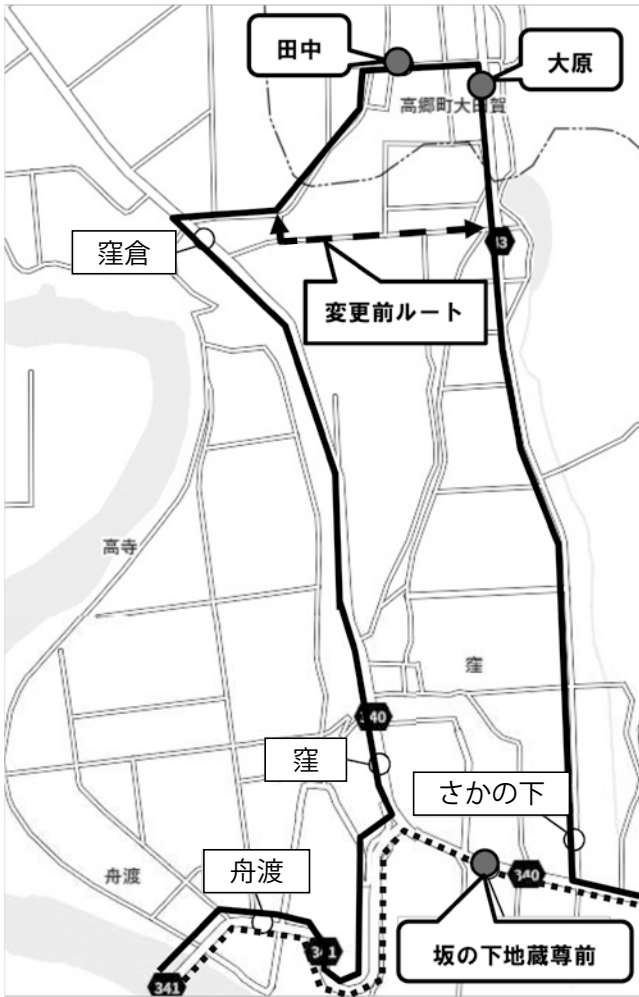
杉山線の運行ルート・時刻が変更となります

10月1日より杉山線の運行ルートと時刻が変更となります。

変更点

- 窪倉地内の運行ルートを変更し、喜多方市内を一部運行します。
それに伴い、「田中」「大原」停留所を新設します。
- 「洲走」を7時26分に発車する朝の便が増便されます。
この便のみ、新たに新設される「坂の下地蔵尊前」停留所を通過します。

変更前と変更後の運行ルートと停留所



10月1日からの 杉山 → 坂下 時刻表

記号	★		文		※		
	土・日・祝運休	学生登校日のみ運行	学生登校日のみ運行	学生登校日のみ運行	学校の春休み・夏休み・冬休み期間のみ運行		
記号	★	文	★	★※	★	★	文
杉山	7:15	*	8:53	12:28	16:23	17:18	18:58
杉山公民館	7:16	*	8:54	12:29	16:24	17:19	18:59
天屋	7:18	*	8:56	12:31	16:26	17:21	19:01
洲走	*	7:26	*	*	*	*	*
洲走入口	7:22	7:28	9:00	12:35	16:30	17:25	19:05
片門	7:23	7:29	9:01	12:36	16:31	17:26	19:06
舟渡	7:25	7:31	9:03	12:38	16:33	17:28	19:08
窪	7:29	*	9:07	12:42	16:37	17:32	19:12
窪倉	7:29	*	9:07	12:42	16:37	17:32	19:12
田中	7:31	*	9:09	12:44	16:39	17:34	19:14
大原	7:32	*	9:10	12:45	16:40	17:35	19:15
さかの下	7:35	*	9:13	12:48	16:43	17:38	19:18
坂の下地蔵尊前	*	7:33	*	*	*	*	*
気多宮	7:39	7:37	9:17	12:52	16:47	17:42	19:22
シモン工場前	7:40	7:38	9:18	12:53	16:48	17:43	19:23
塔寺立木観音前	7:41	7:39	9:19	12:54	16:49	17:44	19:24
塔寺白山前	7:41	7:39	9:19	12:54	16:49	17:44	19:24
鏡平茶屋前	7:43	7:41	9:21	12:56	16:51	17:46	19:26
稲荷塚	7:43	7:41	9:21	12:56	16:51	17:46	19:26
坂下厚生総合病院	7:45	7:43	9:23	12:58	16:53	17:48	19:28
坂下中西口	7:45	7:43	9:23	12:58	16:53	17:48	19:28
中岩団地前	7:46	7:44	9:24	12:59	16:54	17:49	19:29
鉄砲町	7:48	7:46	9:26	13:01	16:56	17:51	19:31
坂下南小前	7:49	7:47	9:27	13:02	16:57	17:52	19:32
坂下営業所	8:06	8:03	9:41	13:16	17:11	18:06	19:46

10月1日からの 坂下 → 杉山 時刻表

記号	★		文		※		
	土・日・祝運休	学生登校日のみ運行	学生登校日のみ運行	学生登校日のみ運行	学校の春休み・夏休み・冬休み期間のみ運行		
記号	★	文	★	★※	★	★	文
坂下営業所		6:33	8:10	11:45	15:35	16:30	18:10
坂下南小前		6:41	8:18	11:53	15:43	16:38	18:18
鉄砲町		6:43	8:20	11:55	15:45	16:40	18:20
中岩団地前		6:43	8:20	11:55	15:45	16:40	18:20
坂下中西口		6:43	8:20	11:55	15:45	16:40	18:20
坂下厚生総合病院		6:44	8:22	11:57	15:47	16:42	18:22
稲荷塚		6:44	8:22	11:57	15:47	16:42	18:22
鏡平茶屋前		6:45	8:23	11:58	15:48	16:43	18:23
塔寺白山前		6:46	8:24	11:59	15:49	16:44	18:24
塔寺立木観音前		6:47	8:25	12:00	15:50	16:45	18:25
シモン工場前		6:48	8:26	12:01	15:51	16:46	18:26
気多宮		6:49	8:27	12:02	15:52	16:47	18:27
さかの下		6:53	8:31	12:06	15:56	16:51	18:31
大原		6:56	8:34	12:09	15:59	16:54	18:34
田中		6:57	8:35	12:10	16:00	16:55	18:35
窪倉		6:59	8:37	12:12	16:02	16:57	18:37
窪		6:59	8:37	12:12	16:02	16:57	18:37
舟渡		7:03	8:41	12:16	16:06	17:01	18:41
片門		7:05	8:43	12:18	16:08	17:03	18:43
洲走入口		7:06	8:44	12:19	16:09	17:04	18:44
洲走		*	*	*	16:11	17:06	18:46
天屋		7:08	8:46	12:21	16:15	17:10	18:50
杉山公民館		7:11	8:49	12:24	16:18	17:13	18:53
杉山		7:15	8:53	12:28	16:23	17:18	18:58

問い合わせ 会津乗合自動車(株) 坂下営業所 ☎83-0979
政策財務課 政策企画班 ☎84-1504

令和5年4月入所(園) 保育施設の新入所(園)申込のご案内

申込方法	申込期間
子ども課子ども支援班または各保育施設に申請書類を提出	10月24日(月)～28日(金) ※子ども課 子ども支援班に提出する場合は、午前8時30分～午後5時15分受付 ※各保育施設に提出する場合は、提出前に施設までご連絡ください。

【申請書類などの配付】 9月26日(月)から配付開始

場所 子ども課 子ども支援班(南分庁舎)、各保育施設
※町ホームページからもダウンロードできます。

会津坂下町保育施設

対象 保護者が働いているなどの理由により保育を必要とする下記の年齢の児童
0歳児(令和4年4月2日～10月1日生)
1歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日生)
2歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日生)

申込に必要なもの

①教育・保育給付認定申請書 ②保育施設等の利用申込書 ③保育の必要性を証明する書類
詳細は町ホームページをご覧ください。
※育児休業中の申込の場合、令和5年5月中には復職する必要があります。

町内保育施設

	施設名	電話番号
町立	ばんげ保育所(生後6か月から受入)	83-3202
小規模保育施設	えくぼ遊育園(生後50日から受入)	82-2665
	もみの木保育園(生後6か月から受入)	23-7577
	ばんびはうす(生後50日から受入)	080-9259-7650

※施設詳細は町ホームページでも確認できます。

【注意事項】

- 令和4年度中に待機児童となった方も、期間中に申し込んでください。
- 期間内に全ての書類を提出されない場合、入所の優先順位が下がります。
- 児童の健康状態については、詳しい内容をご記入ください。
- 申請書類の内容確認のため、電話連絡などをする場合があります。
- 申し込み状況によっては、第1希望以外の施設をご案内する場合があります。
- 入所が決定した場合、入所後1～3週間程慣らし保育を行います。

令和5年度「幼稚園新入園児募集」については、広報あいづばんげ11月号(10月25日発行)に掲載します。

【問い合わせ】 子ども課 子ども支援班 ☎84-3712

令和5年4月から 保育施設の保育料が変わります。

会津坂下町では、適正な利用負担を含めた子育て支援のあり方について検討してきました。

「経済的支援、受益者負担の公平性、算定の透明性」の三つの視点を考慮し、**保育料を下記のとおり改定することといたしました。**

通常保育料（単位：円）

階層区分		町民税額	保育 必要量	国基準額	現行(a)	改定後(b)	差額(b)-(a)
旧	新						
第1階層	第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0
第2階層	第2階層	町民税非課税世帯		0	0	0	0
第3階層	第3階層	48,600未満	標準	19,500	7,000	9,700	2,700
			短	19,300	5,500	8,200	2,700
第4階層	第4階層	48,600以上	標準	24,700	10,000	12,300	2,300
		72,800未満	短	24,400	7,500	11,200	3,700
	第5階層	72,800以上	標準	30,000	10,000	15,000	5,000
		97,000未満	短	29,600	7,500	11,200	3,700
第5階層	第6階層	97,000以上	標準	37,200	15,000	18,600	3,600
		133,000未満	短	36,700	12,000	18,000	6,000
	第7階層	133,000以上	標準	44,500	15,000	22,200	7,200
		169,000未満	短	43,900	12,000	18,000	6,000
第6階層	第8階層	169,000以上	標準	52,700	20,000	26,300	6,300
		235,000未満	短	52,000	15,500	23,200	7,700
	第9階層	235,000以上	標準	61,000	20,000	30,000	10,000
		301,000未満	短	60,100	15,500	23,200	7,700
第7階層	第10階層	301,000以上	標準	80,000	26,000	39,000	13,000
		397,000未満	短	78,800	20,000	30,000	10,000
第8階層	第11階層	397,000以上	標準	104,000	34,000	51,000	17,000
			短	102,400	26,000	39,000	13,000

その他の保育料

種類	現行	改定後
延長保育料（保育所）	所得階層による月額制	延長保育料は月額制、日額制から 1回単価へ 朝：100円 夕方：200円 (午前7時～8時) (午後4時30分～6時)
一時利用延長保育料	日額400円	
特別延長保育料	1回300円 ※1ヶ月あたりの上限2,500円	1回300円 (午後6時～7時) ※1ヶ月あたりの上限を廃止します

【問い合わせ 子ども課 子ども支援班 ☎84-3712】

今大会で会津坂下町代表チームの監督を指揮して5年目になる須佐です。
第8回大会では悪天候の中で迎えた開幕戦を勝利することができず、ただ悔しい気持ちだけが残る結果となってしまいました。

その悔しさをばねにしてまた1から初戦突破を目標に選手一人ひとりが仕事と家庭を持ちながら練習を積み重ねております。

今大会も新型コロナウイルス感染症の影響で練習の人数も思うように揃わず、なかなか練習ができてはいませんが、1回戦の対戦相手が双葉町さんと決まり、塚原キャプテンを中心にまとまりが見えてきており、チームの士気も高まっております。

大会まで残り1ヶ月となり、練習試合を毎週日曜日、休日返上で試合を組み、試合を通して課題を見つけ改善しており、初戦突破に近づいてきています。

県大会での1勝は難しいチャレンジになりますが、町民の皆さんにスポーツで明るい話題をお届けできるように努力してまいります。

最後の1球まで諦めずに頑張りますので、町民の皆さんの大会までの熱い声援、大会当日の応援よろしくをお願いします。



須佐 勝 監督
(桜木町)

会津坂下町チーム選手紹介

コーチ		主 将	投 手		捕 手		
宮田稔美 (勝方)	遠藤健二 (新栄町)	塚原成佳 (福原)	大樋 昂 (中開津)	齋藤 翔 (中政所)	宮田武幸 (勝方)	今井将也 (塔寺)	山口 徹 (塔寺)
内 野 手							
角山文昭 (諏訪町)	遠藤佑太 (塔寺)	遠藤拓夢 (塔寺)	皆川大空 (古坂下)	新井田菜月 (牛沢)			
外 野 手							
江川秀幸 (水島)	蓮沼寿和 (八日沢)	高畑三豊 (津尻)	薄 正直 (金沢)	佐藤 光 (桜木町)			

バスで会津坂下町ソフトボールチームを応援に行こう！

大会当日は選手を応援するために、応援バスを運行します。町民の皆さんの力で選手をサポートし、勝利に貢献しましょう！応援参加希望の方は下記事務局までご連絡ください。

▼日 時 10月8日(土)午前8時00分 集合出発

▼集合場所 坂下南小学校北側町営駐車場 ▼試合会場 相馬市相馬光陽ソフトボール場

▼定 員 15名(先着順) ▼締 切 日 10月4日(火)まで

▼申し込み・問い合わせ先

特定非営利活動法人スポーツクラブバンビィ TEL 83-2301(BM | 鶴沼球場内)

新ユニフォームで初戦を勝利したい! 第9回市町村対抗福島県ソフトボール大会



令和4年10月8日(土)開幕

福島県内各市町村の郷土愛を醸成し、交流促進と地域活性化、生きがいのある健康な社会の構築並びにソフトボールの普及を図るとともに、東日本大震災からの一日も早い復興を祈念することを目的とした『第9回市町村対抗福島県ソフトボール大会』が相馬市相馬光陽ソフトボール場で開幕します。県内55市町村が参加して5日間の熱戦が繰り広げられます。

前大会の1回戦(開幕戦)は雨の中での試合となり、強豪小野町に経験値の差も出てしまい大敗しました。この悔しさを忘れることなく、塚原キャプテンを中心に新たな気持ちでチームの再建を目指してきましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により思うような練習をすることができませんでした。

須佐監督は『こんな状況だが、初戦を突破して町に明るい話題を届けたい』と考えており、塚原キャプテンは『とにかく大会まで初戦突破することだけを考え練習を積み重ねていき、必ず初戦突破する』と練習から積極的に各選手に声をかけ、1つにまとめようと努力しています。そして、試合後に悔いが残らないよう、全力を出し切り、1つでも多く勝利できるように頑張りますので、町民の皆さんの熱い応援をよろしくお願いします。



大会日程決定

◆1回戦：10月8日(土) Dコート
第2試合 11時15分
対戦相手：双葉町

※勝利した場合

◆2回戦：10月15日(土) Aコート
第3試合 12時30分
対戦相手：棚倉町と三春町の勝者

※天候などにより変更になる場合があります。

<過去の成績>

◇第6回大会
※台風19号による影響で大会中止

◇第7回大会
1回戦 ○ 7-0 大玉村
2回戦 ● 2-7 柳津町

◇第8回大会
1回戦 ● 3-1 3小野町

令和3年度 決算報告

町の令和3年度決算の内容について概要をお知らせします。

決算の規模

普通会計(※)は、歳入・歳出額ともに過去2番目に予算規模の大きかった前年度をさらに上回りました。その要因は前年度から続く新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や各種特別交付金等の新型コロナウイルス感染症対策関連事業の予算措置があったことによります。例年と比べると歳入歳出ともに大きく増額となっています。

(※)普通会計：一般的な事業を行う町の基本となる一般会計に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計を加えた会計

歳入説明

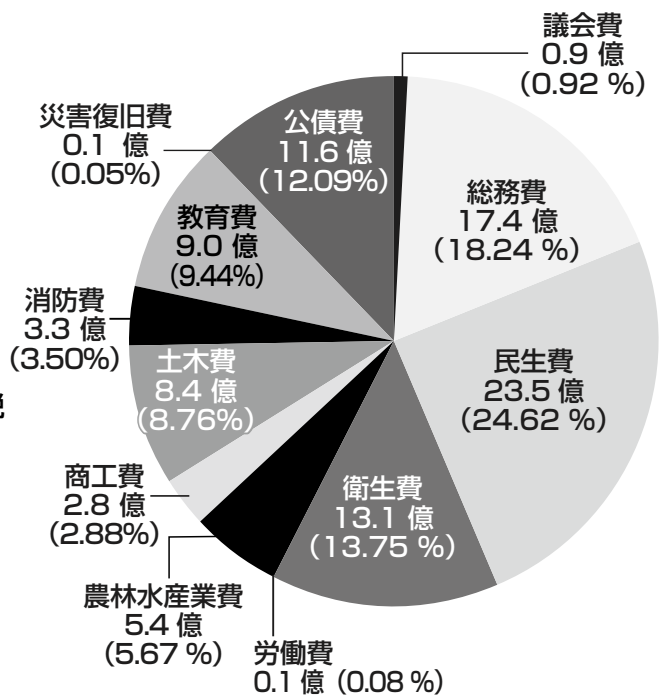
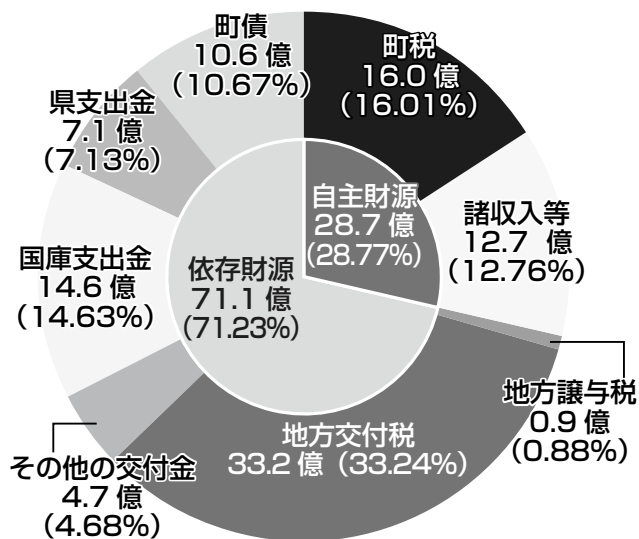
令和3年度普通会計の歳入総額は、新型コロナウイルス感染症の影響で地方税収入などは減少となった一方、国の補正予算により追加交付された普通交付税やふるさと納税が前年度よりも増額となり、前年度と比較して3.6億円増の99.8億円となりました。

町税や各種使用料・手数料、基金(貯金)の取り崩しによる繰入金など、町の自主的なお金である自主財源は、全体の28.77%の28.7億円となりました。一方、地方交付税や町債(借入金)など、国や県などから交付されるお金である依存財源は、全体の71.23%の71.1億円であり、自主財源と比較して高い割合となっています。

歳出説明

歳出総額は、総務費などが減額となった一方、民生費や衛生費などが増額となり、前年度と比較して4.0億円増の95.6億円となりました。総務費の減は令和2年度の特別定額給付金事業が終了となったためです。民生費の増は住民税非課税世帯や子育て世帯への特別給付金給付事業の新規実施によるもの、衛生費の増は坂下厚生総合病院建設負担金の支払いや新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、および各新型コロナ対策事業の実施によるものです。

歳入総額 99.8億円 (前年度比3.6億円増) **歳出総額 95.6億円** (前年度比4.0億円増)



町税以外の自主財源の内訳

○分担金及び負担金	0.4億円(0.42%)
○使用料及び手数料	1.2億円(1.19%)
○財産収入	0.5億円(0.52%)
○寄付金	2.7億円(2.75%)
○繰入金	1.3億円(1.33%)
○繰越金	4.6億円(4.56%)
○諸収入	2.0億円(1.99%)
合計	12.7億円(12.76%)

【令和3年度の主な事業】

総務費

- テレワークセンター整備事業 102百万円
(若宮テレワークセンターの整備)



テレワークセンター整備事業

- ふるさと納税事業 121百万円
(ふるさと納税の返礼品や運営サイトへの委託費用など)
- JR会津坂下駅公衆トイレ整備事業 20百万円
(JR会津坂下駅前の公衆トイレ建設費用など)

民生費

- 住民税非課税世帯等臨時特別支援事業 138百万円
(住民税非課税世帯への臨時給付金)
- 子育て世帯等臨時特別支援事業 211百万円
(子育て世帯への臨時給付金)

衛生費

- 坂下厚生総合病院建設負担金事業 623百万円
(坂下厚生病院の移転に伴う建設費の負担金を支出)



坂下厚生総合病院建設負担金事業

- 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業 84百万円
(ワクチン接種に係るコールセンターの委託費用などを支出)
- 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業 60百万円
(ワクチン接種の委託費用を支出)
- 新型コロナウイルス対策事業 255百万円
【事業の一例】
・ばんげ応援商品券配布事業
(経済活性化を目的として全町民に商品券を配布)

農林水産業費

- 稲作経営持続化支援補助金事業 56百万円
(米価下落による農業経営が圧迫される稲作農家への支援)
- 中山間地域等直接支払事業 26百万円
(中山間地域への農用地や水路などの保全活動の支援)
- 多面的機能支払交付金事業 139百万円
(地域の共同活動による農用地や水路などの保全活動の支援)
- ふくしま森林再生事業 57百万円
(原発事故により停滞した森林整備の推進)

土木費

- 除雪対策事業 198百万円
(冬期間の町道安全確保のため除雪作業や防雪柵設置を実施)
- 橋梁整備事業 77百万円
(橋りょうの長寿命化を図るため改修工事を実施)
- 河川維持管理業務 26百万円
(河川の護岸整備工事や堆積土砂除去工事を実施)
- 坂下東第一土地区画整理事業 (一般会計繰出) 97百万円
(都市計画道路の整備や移転補償費のための繰出し)

教育費

- 学校給食センター運営事業 182百万円
(学校給食センターの運営経費)
- 遺跡発掘調査事業 16百万円
(遺跡の調査費用など)

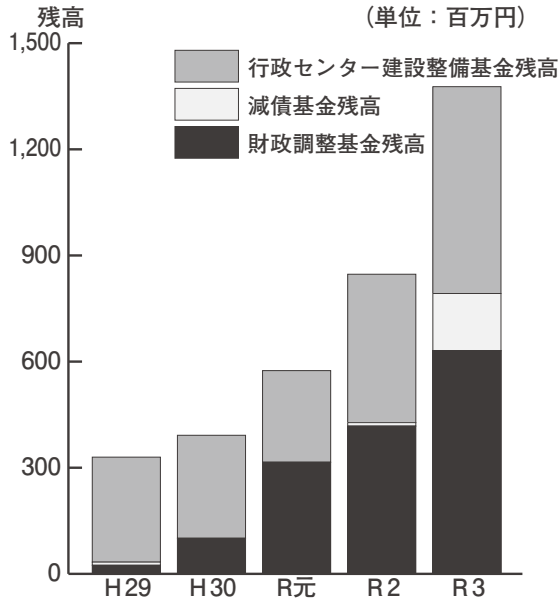
<令和3年度の主な町債(借入金)>

坂下厚生総合病院整備事業 (坂下厚生総合病院の移転に伴う建設負担金)	617百万円
子育て支援事業 (私立保育施設などの運営経費の一部を負担)	28百万円
学校給食センター運営事業 (学校給食センターの運営経費の一部を負担)	22百万円
町道改良整備事業 (町道の長寿命化・機能強化のための改修工事)	20.3百万円
坂下東第一土地区画整理事業 (都市計画道路の整備工事や移転補償費の支出)	43.5百万円

〈町の貯金〉

町の貯金である、財政調整基金、減債基金および行政センター建設整備基金の3つの基金残高については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症により、中止や延期となった事業が多数発生したことから、将来の事業実施に備えるため予算の剰余金から各基金に積立しました。

令和3年度末残高 1,387百万円 (3基金の合計)
町民1名あたり 約93千円

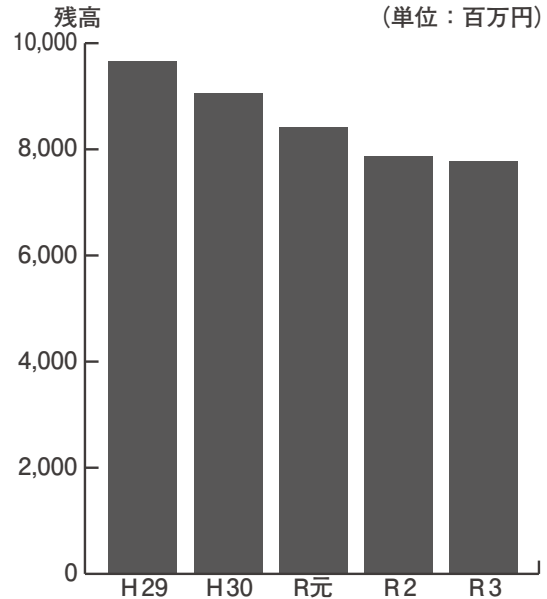


※町債・基金ともに人口は14,848人 (令和4年7月31日現在で算出)

〈町の借金〉

町の借金である町債は、財政健全化を進めるために特別な場合を除き新規借入額を制限していることもあり、毎年の借入額よりも返済額が大きく、残高が減少しています。今後、新庁舎建設が始まれば、建設費用の確保のため多額の借入れを実施する可能性があり、その場合は借金の残高が増加します。

令和3年度末残高 7,788百万円
町民1名あたり 約525千円



会津坂下町の財政指標 (健全化判断比率) を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率 (実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) を公表します。財政健全化の取組を進めたことで、各種財政指標は改善の傾向にあります。しかし、令和2年度の全国市町村平均値と比較すると依然として悪い状況ですので、今後の新庁舎建設に備えるためにも、より健全な財政運営に努めます。

会津坂下町の比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度 (早期健全化基準)	— (14.78)	— (19.78)	11.0 (25.0)	49.1 (350.0)
令和2年度 (早期健全化基準)	— (14.94)	— (19.94)	12.2 (25.0)	64.5 (350.0)
全国市区町村の 令和2年度平均値	—	—	5.8	27.4

表中の早期健全化基準は、該当年の標準財政規模を基に算出されるため、令和3年度と令和2年度で異なる基準になります。

なお、健全化判断比率とは別に同法で定められている、公営企業 (水道事業、下水道事業、農業集落排水事業) の資金不足比率について、本町は該当していません。

令和3年度 特別会計決算の内容

会 計 名	歳 入	歳 出
国 民 健 康 保 険	18.0 億円	17.4 億円
後 期 高 齢 者 医 療	1.9 億円	1.9 億円
介 護 保 険	22.8 億円	21.8 億円
水道事業（収益的収支）	5.1 億円	4.7 億円
水道事業（資本的収支）	0.4 億円	1.3 億円
下 水 道 事 業	4.5 億円	4.5 億円
農 業 集 落 排 水 事 業	0.7 億円	0.7 億円
坂下東第一地区土地区画整理事業	2.2 億円	2.2 億円
計	55.6 億円	54.5 億円

主 な 内 容

【国民健康保険】

令和4年3月末の被保険者数は3598人で、医療費や特定健診・人間ドック費用のうち、自己負担額を除いた医療機関への支払いや納付金を県へ納めています。なお、保険給付費は前年度比で1402万円増加しています。被保険者が安心して医療を受けられ、長く健康に過ごせるよう取り組みました。

この会計は、被保険者が納める国保税や県からの交付金、一般会計からの繰入金を主な財源として成り立っています。国保税の収納率を高め、必要な財源を確保するとともに、特定健診の結果から病気の早期発見に努めるなど、医療費の適正化に繋がるよう運営しています。

【後期高齢者医療】

令和4年3月末の被保険者数は2881名で、保険料が歳入全体の72.5%を占めています。保険料は県や町の負担金と合わせて福島県後期高齢者医療広域連合へ納めており、納付金額は歳出全体の99.1%を占めています。また、3年度も健康診査事業に取り組み、被保険者の健康保持および疾病などの早期発見につなげ、重症化防止を目指しました。

【介護保険】

「第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）の1年目となります。要介護（要支援）認定者数は1180名で、そのうちサービス受給者数は930名となっています（令和4年3月末）。保険料は、国・県・町の負担金とともに歳出の90.2%を占める介護保険給付費や介護予防教室などの地域支援事業に充てられています。なお、保険給付費は前年度比1673万円減少しています。要因として施設給付費の減少が挙げられます。また、3年度も医療と介護の連携、認知症支援、地域支え合い活動の普及などに取り組み、介護予防、重度化防止、自立支援を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう環境づくりを進めました。

【水道事業】

勝方地内県道赤留塔寺線改良工事、および茶屋町、橋本地内下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事、並びに茶屋町地内国道49号拡幅工事に伴う配水管布設工事を実施しました。

また、水道施設では、中央配水場配水電動弁操作回路機能増設他修繕工事などを実施しました。

【下水道事業】

坂下中央処理区の茶屋町・橋本・仲町・柳町地内で615.8mの管渠埋設工事および、坂下西処理区の新町・柳町・諏訪町地内で3108㎡の舗装復旧工事を実施しました。

【農業集落排水事業】

窪倉・合川・陣が峯城・長井浄化センターの維持管理を実施しました。

【坂下東第一地区土地区画整理事業】

本町、古坂下地内で5件の家屋移転補償などを実施しました。

また、整地工事1501㎡、道路排水管路移設、排水路改修工事を実施しました。さらに都市計画道路「坂下喜多方線」の整備に向けて、幹線排水路実施設計を実施しました。

郵便投票・不在者投票をご利用ください

「身体が不自由で投票所にいけない」、 「在学中や単身赴任で会津坂下町を離れている」 そういった方でも投票できる制度があります

郵便投票

身体に障がいなどがあり投票所に行けない方で、次の条件にあてはまる場合に、自宅で投票ができる「郵便投票制度」があります。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度				介護保険被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△		両下肢、体幹の障がい	○	○	○	△		要介護 5
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	○	○	○		
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○								

※郵便投票する場合は、町選挙管理委員会から郵便投票証明書書の交付を受けておく必要がありますので、該当すると思われる場合は事前にご相談いただき申請してください。

不在者投票

単身赴任や学生の方などで、町外で生活しており当日の投票所や期日前投票所に行けない方は、お住まいの市区町村で投票が出来る「不在者投票制度」があります。

不在者投票をする場合は、選挙の際（告示日前でも可）に町選挙管理委員会に投票用紙の請求（不在者投票請求書）をしてください。（この請求はご家族の方でもできます）

※不在者投票請求書は町ホームページからもダウンロード出来ます。



期日前投票にお越しの際に

マイナンバーカードの申請ができます



下記の期間、中央公民館においてマイナンバーカードの申請受付を行います。

申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請手続きをお手伝いします。必要書類が揃っている方は、後日カードを自宅（本人限定受取郵便）で受け取ることができます。ぜひ、ご利用ください。

- 対象者** 下記の条件すべてに該当する方
- ①会津坂下町に住民登録があり、住所異動見込がない方
 - ②申請者本人が会場に来られる方
 - ③初めてカードを申請する方

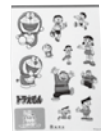
- 開催場所** 中央公民館（期日前投票所となりのスペース）
- 開催日時** 10月25日（火）～28日（金） 午前9時～正午
10月29日（土） 午前9時～正午／午後1時～4時

- 持 物** ①個人番号通知カード
②住民基本台帳カード（お持ちの方は返却が必要です）
③本人確認書類 A1点またはB2点（原本持参・有効期限内のもの）

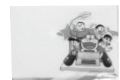
期間中に本会場で申請いただいた方に、こちらの記念品（いずれか1点）を差し上げます。無くなり次第終了となりますのでご了承ください。



クリアファイル



切り抜きシール



カードケース

A	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳 など
B	各種保険証、年金手帳、年金証書、医療受給者証、学生証、母子手帳 など

◆◆15歳未満および成年被後見人の場合は、法定代理人の方も下記書類を持参の上、一緒にお越しください◆◆

- ④法定代理人の本人確認書類 A1点またはB2点（原本持参・有効期限内のもの）
- ⑤法定代理権を確認する書類 戸籍謄本（本籍が会津坂下町の方は不要）、登記事項証明書など

福島県知事選挙

投票日

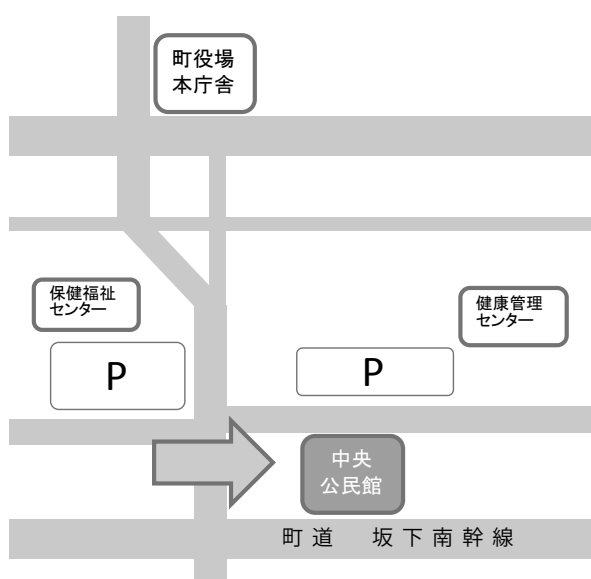
10月30日（日）

投票時間

午前7時～午後7時

忘れずに投票しましょう！

期日前投票所（中央公民館）をご利用ください



投票日当日に、仕事、用事、旅行、入院などのため投票所へいけない人は、期日前投票をすることができます。棄権しないで投票しましょう！

期日前投票所の詳細

場所	中央公民館 1階ロビー
期間	10月14日（金） ～10月29日（土）
時間	午前8時30分 ～午後8時00分

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

各投票所における感染防止対策

- ・各投票所に消毒液を設置します。
- ・投票所の換気や記載台などのこまめな消毒を行います。
- ・事務従事者（職員）および投票管理者、立会人はマスクを着用して事務従事にあたります。
- ・事務従事者の前に、飛沫飛散防止のためのパーテーション（ビニールシート）を設置します。

ご協力をお願い

- ・投票に来られる際は、マスクの着用および、消毒液による手指の消毒をお願いします。
- ・投票されない方の入室は出来るだけご遠慮ください。
※補助が必要な方、目が離せないお子様などは入室いただいて構いません。
- ・開票所で参観される方についても、マスクの着用や手指の消毒などのご協力をお願いします。